

動物愛護管理法見直しに向けたスケジュール（案）

<平成 22 年>

6 月 16 日：中央環境審議会動物愛護部会（議題・検討方法・スケジュール案等）

7 月 15 日：中央環境審議会動物愛護部会（小委員会設置、委員の選考等）

7 月中：小委員会①「検討事項概要説明、検討優先順位、検討スケジュール等」

9 月中：関係者ヒアリング①（動物愛護団体関係）

9 月中：関係者ヒアリング②（ペット業界関係）

9 月中：小委員会②「動物取扱業の適正化」（その 1）

- ・深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）
- ・販売時間（展示時間や休憩時間等の具体的数値規制の検討）
- ・移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）
- ・インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）
- ・犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）
- ・繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）
- ・飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）

10 月中：小委員会③「動物取扱業の適正化」（その 2）

- ・（引き続き議論）

11 月中：関係者ヒアリング③（動物火葬埋葬業関係、動物園・水族館関係）

11 月中：小委員会④「動物取扱業の適正化」（その 3）

- ・業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者、両生類・魚類販売業者、実験動物繁殖業者、老犬ホーム、動物愛護団体等の追加検討）
- ・業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）
- ・登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）
- ・関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）
- ・登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）
- ・動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）
- ・販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）

12 月中：小委員会⑤「動物取扱業の適正化」（その 4）

- ・（引き続き議論）

<平成 23 年>

1 月中：小委員会⑥「動物取扱業の適正化」（その 5）

2 月中：小委員会⑦「動物取扱業の適正化」（その 5）

- ・「中間とりまとめ」（「動物取扱業の適正化」に関すること） → ※

2月中：関係者ヒアリング④（自治体）

3月中：小委員会⑧「虐待の防止」

- ・虐待の定義（法44条への具体的例（外傷が生じる暴行等）追記の必要性の検討）
- ・司法警察権（自治体職員の立入・捜査権限、動物の一時保護規制の検討）
- ・関係機関との連携（動物愛護部局、警察、動物愛護推進員等の連携の検討）
- ・闘犬等（闘犬、闘鶏、闘牛等、動物同士を闘わせることの禁止規制の検討）

「多頭飼育の適正化」

- ・届出制等の検討（犬10頭以上は届出等の制度の検討、化製場法との整理）
- ・適正飼養（適正飼養していない場合の立入調査、勧告・命令規定等の検討）

「自治体等の収容施設」

- ・収容施設等の基準（自治体の収容施設、飼養方法、公開基準等の基準化の検討）
- ・犬猫の殺処分方法の検討（苦痛のない安楽殺処分等の基準化の検討）
- ・犬猫の引取りルール（同じ飼養者・事業者等からの引取りの規制の検討）

4月中：小委員会⑨

- ・（引き続き議論）

5月中：関係者ヒアリング⑤（実験動物関係、研究者、獣医師）

5月中：小委員会⑩「特定動物」

- ・施行令の見直し（学名記載の検討、選定基準・動物種の見直し等の検討）
- ・危険犬種の検討（ピットブル等の犬種の特定動物指定の検討）
- ・交雑種の検討（特定動物同士等の交雑種の特定動物指定の検討）
- ・特定動物移動時の手続き（簡素化の検討）

「実験動物の福祉」

- ・届出制等の規制（届出制又は登録制等の規制導入の検討）
- ・3Rの推進（代替法、使用数の削減、苦痛の軽減の実効性確保の検討）

「産業動物の福祉」

- ・5つの自由（法の基本原則への明記、産業動物飼養等基準の改正等の検討）

「罰則の引き上げ」

- ・現行規制の強化（個人懲役3年・罰金300万円、法人罰金1億円等の検討）

「その他」

- ・犬猫のマイクロチップの義務化
- ・犬猫の不妊去勢の義務化
- ・飼い主のいない猫の繁殖制限
- ・学校飼育動物の適正飼養の規定

6月中：小委員会⑪

- ・（引き続き議論）

7月中：小委員会⑫

- ・「小委員会報告書（案）」議論

9月中：小委員会⑬

・「小委員会報告書（案）」議論

10月中：小委員会⑭

・「小委員会報告書」作成

10月中：中央環境審議会動物愛護部会に「小委員会報告書」を報告

11月中以降：改正法案作成準備

<平成24年>

2月～3月：改正法案を通常国会に提出

4月～6月：改正法成立、公布

6月中：省令・告示改正案件を中央環境審議会へ諮問（動物愛護部会へ付議）

（公布後1年以内の施行。それまでの間に、省令・告示案について、中央環境審議会で審議）

※ 「動物取扱業の適正化」に係る規制強化の前倒し

<平成23年3月～>

中央環境審議会動物愛護部会の小委員会における「中間とりまとめ」（「動物取扱業の適正化」に関すること）をパブリックコメントに付したうえで、法制局等にその内容の実施方法について協議。

協議結果を踏まえ、法改正を行わなくても省令・告示の改正で規制可能な案件については、中央環境審議会において検討のうえ実施。